



平成 25 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 星 光 P M C 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 乗 越 厚 生
 (コード番号 4963 東証第一部)
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 伊 佐 木 融

決算期（事業年度の末日）変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 31 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月開催予定の第 46 期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

海外連結子会社との決算期の統一を行い、業績管理の厳密化、適時適切な経営情報の開示および将来適用が検討されている国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応を図ることが目的です。

2. 決算期変更の内容

現 在	毎年 3 月 3 1 日
変 更 後	毎年 1 2 月 3 1 日

(注) 決算期変更の経過期間となる第 47 期は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算となる予定です。

3. 定款一部変更の内容（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款（抜粋）	変更案
(招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。	(定時株主総会の基準日) 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月 31 日とする。
(事業年度) 第 39 条 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から <u>翌年 3</u> 月 31 日までの 1 年とする。	(事業年度) 第 39 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から <u>12</u> 月 31 日までの 1 年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>9</u> 月 30 日とする。 3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12</u> 月 31 日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>6</u> 月 30 日とする。 3. (現行どおり)

(新設)	<u>附則</u> <u>(第 47 期事業年度)</u> <u>第 1 条 第 39 条の規定にかかわらず、第 47 期事業年度は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月とする。</u>
(新設)	<u>(第 47 期事業年度の中間配当)</u> <u>第 2 条 第 41 条の規定にかかわらず、第 47 期事業年度は、取締役会の決議によって、平成 25 年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u>
(新設)	<u>(附則の有効期限)</u> <u>第 3 条 本附則は、平成 25 年 12 月 31 日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u>

4. 今後の日程

第 46 期定時株主総会開催日：平成 25 年 6 月予定

定款変更の効力発生日：同上

5. 今後の見通し

第 47 期の業績見通しにつきましては、平成 25 年 5 月に開示予定の平成 25 年 3 月期決算短信で公表する予定です。

なお、第 47 期は平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算となります。

以 上